

札幌
中央郵便局
料金後納
郵便

親展 重要

開封前に宛先(お名前、ご住所)のご確認を
お願いいたします。
宛名に心当たりがない場合は、封筒を開封せ
ずに差出人にご連絡ください。② ご案内は内側にあります。裏面の①から順にゆっくりはがしてご覧ください。
※このハガキが濡れた状態の時は、よく乾かしてからはがしてください。

このミシン目を切り離し右側部分を金融機関等までお持ちください。



札幌市 領収済通知書 公

口座番号 02700-6-960033 加入者名 札幌市会計管理者

氏名

① 帳票コード ② 区コード
12

この通知書で裏面記載の金融機関等にて納付できます。

令和 ⑤ 年度

取りまとめ店
㈱ゆうちょ銀行
小樽貯金事務センター
〒047-8794

⑨ 下記のとおり領収したので通知します。

⑬ 納入通知書番号	⑭ 納入金額	円	⑮ 延滞金額	円
⑯ 月分	⑰ 納期限	令和 年 月 日	⑱ 合計金額	円

⑲ 領収日付印

(札会認14-8)
この領収済通知書は直接機械により処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。
(札幌市控)

札幌市 領収書控 公

口座番号 02700-6-960033
加入者名 札幌市会計管理者
氏名

納入通知書番号

下記のとおり領収しました。
年度 月分

納期限 令和 年 月 日

納入金額 円

延滞金額 円

合計金額 円

領収日付印

(主管課名)
札幌市子ども未来局保育推進課
(金融機関控)

督促状

下記の金額が未納となっておりますので、至急裏面
記載の納付場所で納付してください。

年度	月分	納入通知書番号
科目コード及び区分	納期限	令和 年 月 日

金額 円

(注)本書は 月 日までの納付内容で作成しています。

上記の未納金額以外にも、未納金額がある場合が
あります。すでに納付済みの方は行き違いですの
でご了承ください。

発送日 令和 年 () 月 日

札幌市長



札幌市 納付書・領収書 公

氏名

年度 月分 納入通知書番号

下記のとおり納付します。

納入金額	円
延滞金額	円
合計金額	円

上記のとおりに領収しました。

(受取人)札幌市会計管理者

領収日付印の無いものは
無効です。この領収書は5年間保存してください。 ※収入印紙不要
お問い合わせ先は裏面に記載しております。 (納付者控)

ENP206

文言は一部変更あり

保育料を納める場所

- 1 札幌市指定金融機関(北洋銀行)
- 2 札幌市収納代理金融機関
 - (1) 国内のみずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・北海道銀行・北陸銀行の本支店出張所
 - (2) 北海道内の北海道信用金庫・室蘭信用金庫・空知信用金庫・苫小牧信用金庫・北門信用金庫・北空知信用金庫・日高信用金庫・渡島信用金庫・旭川信用金庫・稚内信用金庫・留萌信用金庫・北星信用金庫・大地みらい信用金庫・遠軽信用金庫・北海道労働金庫の本支店出張所
 - (3) 札幌市内の青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・七十七銀行・第四北越銀行・みずほ信託銀行・SBI新生銀行・北央信用組合・札幌中央信用組合・ウリ信用組合・空知商工信用組合・あすか信用組合・北海道信用農業協同組合連合会・札幌市農業協同組合・サツラク農業協同組合・北海道信用漁業協同組合連合会の本支店出張所
 - (4) 札幌市内に所在するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局
- 3 本庁

※ゆうちょ銀行または郵便局で納付された場合は、納付の確認に2週間程度要します。

(お問い合わせ先)
札幌市子ども未来局保育推進課保育料係
電話番号 (011)211-2987

開け方



ウラから



オモテから



オモテ・ウラの2回
開けてください。

表と裏の矢印の方向
にゆっくりはがして
中をご覧ください。

万一、このはがきが
湿っている場合は、
十分に乾かしてから
開けてください。

郵便はがき

1 延滞金がかかります

納期限後に納められる場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、通知金額に下記の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。なお、通知金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、通知金額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。また、延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、延滞金額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。

- (1) 納期限の翌日から1月を経過する日まで
「延滞金特例基準割合(注)+年1%」と「年7.3%」を比較して低いほうの割合
 - (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以降
「延滞金特例基準割合(注)+年7.3%」と「年14.6%」を比較して低いほうの割合
- (注) 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合となります。

2 差押えを受けることがあります

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押えを受けることがあります。

納付についてのご相談は、札幌市子ども未来局保育推進課保育料係(☎011-211-2987)までご連絡ください。

○不服申立て

この督促(以下、「処分」といいます。)について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、適法な審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分について、審査請求に対する裁決を経て取消しの訴えを提起する場合には、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として提起することとなります。

① 矢印方向へゆっくりとはがしてご覧ください。